

平成二十年国家公安委員会規則第二十号

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第五条第一項第二号イ、ロ及びハ、第六条第一項並びに第十条の規定に基づき、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

（対象犯罪行為により残った障害）

第一条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号。以下「法」という。）第五条第一項第二号イ、ロ及びハの国家公安委員会規則で定める障害は、次の各号に定めるものとする。

- 一 法第五条第一項第二号イの国家公安委員会規則で定める障害 法第二条第一項に規定する対象犯罪行為（以下単に「対象犯罪行為」という。）により残った障害であつて、別表に定める障害等級（以下単に「障害等級」という。）の第一級又は第二級に該当する障害（当該障害により、常時又は随時介護を要する状態にあるものに限る。）
 - 二 法第五条第一項第二号ロの国家公安委員会規則で定める障害 対象犯罪行為により残った障害であつて、障害等級の第一級若しくは第二級に該当する障害（当該障害により、常時又は随時介護を要する状態にあるものを除く。又は障害等級の第三級に該当する障害）
 - 三 法第五条第一項第二号ハの国家公安委員会規則で定める障害 対象犯罪行為により残った障害であつて、障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する障害
- 2 障害等級に該当する障害が二以上ある場合は、重い障害に応ずる障害等級による。
- 3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち対象犯罪行為により障害が残った者又は対象犯罪行為により障害が残らなかった者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一级上位の障害等級
- 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
- 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）

第二条 オウム真理教犯罪被害者等給付金（法第三条第一項に規定する給付金をいう。以下同じ。）の支給については、オウム真理教犯罪被害者等（法第二条第一項に規定するオウム真理教犯罪被害者等をいう。以下同じ。）又は法第三条第二項に規定する遺族は、法第六条第一項の規定に基づき裁定の申請をしようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（様式第一号）をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第八条第四項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 対象犯罪行為により死亡した者の遺族 次に掲げる書類
 - イ 当該死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - ロ 申請者の氏名、生年月日、本籍及び当該死亡した者の続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 二 対象犯罪行為により障害が残った者 負傷又は疾病の症状が固定したこと及び固定した日並びにその固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態（当該障害が残った者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあつては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
- 三 対象犯罪行為により傷病を負った者 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が法第五条第一項第三号イ又はロに該当することを証明することができるもの

四 対象犯罪行為により障害が残った者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族 第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる書類

3 オウム真理教犯罪被害者等又は法第三条第二項に規定する遺族が法第六条第三項の規定の適用を受けようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、法第六条第三項に規定するやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による公安委員会に対するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書の提出は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する処分等の通知等）

第三条 公安委員会は、法第七条第一項の規定によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行ったとき又は法第八条第三項の規定により申請を却下したときは、速やかに、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（様式第二号）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（様式第三号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による通知（オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の通知に限る。）をするときは、申請者に対し、併せてオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書（様式第四号）を交付するものとする。

（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支払の請求）

第四条 オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第二項に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書を国に提出して行わなければならない。

（書類の保存）

第五条 オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する書類は、その取扱いが完了した日から五年間保存するものとする。

第四級	<p>二 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 咀嚙及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p>
第三級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 咀嚙又は言語の機能を廃したものの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 両手の手指の全部を失ったもの 五 両下肢を足関節以上で失ったもの 六 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>
第二級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢を手関節以上で失ったもの 六 両上肢を手関節以上で失ったもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢を用を全廃したもの</p>
第一級	<p>一 両眼が失明したもの 二 咀嚙及び言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両上肢を用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢を用を全廃したもの</p>
障害等級	<p>身体上の障害</p>
別表	<p>(第一条関係)</p>
3	<p>旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>
2	<p>この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p>
1	<p>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>
1	<p>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>
2	<p>この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p>
2	<p>旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>
附則	<p>（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）</p>

第五級	<p>三 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>六 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第六級	<p>一 両眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>八 一手の五指又は母指を含み四の手指を失ったもの</p>
第七級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの</p> <p>七 一手の五指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十三 両側の鞆丸を失ったもの</p>
第八級	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指を失ったもの又は母指以外の三の手指を失ったもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>十 一足の足指の全部を失ったもの</p>
第九級	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p>

第十級	<p>一 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>三 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>四 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>七 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>八 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>十一 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十二 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>十三 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十四 生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>十五 一眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>十六 正面視で複視を残すもの</p> <p>十七 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>十八 十四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>十九 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>二十 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>二十一 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>二十二 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの</p> <p>二十三 一足を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>二十四 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</p> <p>二十五 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>二十六 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第十一級	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第十二級	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失ったもの</p> <p>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>十一 一手の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p>

<p>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したのもの</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十五 女子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>第十三級</p> <p>一 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっつけはげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>八 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>	<p>第十四級</p> <p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっつけはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>十 男子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>備考</p> <p>一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。</p> <p>二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</p> <p>三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>四 足指の用を失ったものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>六 各障害等級の障害に該当しない障害であつて、各障害等級の障害に相当すると認められるものは、当該障害等級に該当する障害とする。</p>
--	---	--	--

様式第1号(第2条関係) (令元公安規1・令元公安規3・令2公安規13・一部改正)

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書

被害者	フリガナ		性	男	生年月日	明大	年月日
	氏名 (被害当時のもの)		別	女		昭平	
	住所 (被害当時のもの)						
給付事由	対象犯罪行為	(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)					
(1)	死亡	被害者との続柄	配偶者	子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹			
		生計維持関係	有・無	有・無			
		他の第一順位遺族		有・無			
(2)・(4)	障害 (4の方は1の欄にも記入して下さい)	障害の程度	介護を要する障害・重度障害・左記以外の障害				
		障害の部位及び状態					
(3)・(5)	傷病 (5の方は1の欄にも記入して下さい)	通院加療期間	1月以上		1日以上1月未満		
他の法令による対象犯罪行為を原因とした公的給付 (分かる範囲で記入してください)		有・無	種類	1 労働者災害補償保険 (障害等級：) 2 国家(地方)公務員災害補償 (障害等級：) 3 その他()			
破産手続の届出		有・無					
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第6条第1項に基づき、以上のとおりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定を申請します。 令和 年 月 日 申請者 氏名 (申請が代理人によってなされる場合) 代理人 氏名 公安委員会 殿							
申請者又は代理人の連絡先		住所： 電話番号：() -					
備考欄							
◇担当者記載欄(申請者の方は記入しないでください)							
受付：令和 年 月 日 午 時 分 第 号 警察署経由							

(※裏面の注意をよく読んで上で記入してください。)

(日本産業規格A列4番)

(裏 面)

注意

1 この給付金は、オウム真理教による次の(1)から(8)までの事件に係る犯罪行為を対象としています。申請者や御親族が被害を受けた犯罪行為の番号に応じて、表面の「対象犯罪行為」の欄の番号に○印を記入してください。

- (1) 地下鉄サリン事件
- (2) 松本サリン事件
- (3) 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻子の殺人事件
- (4) 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の殺人未遂事件
- (5) 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
- (6) 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件
- (7) 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
- (8) 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件

2 この給付金は、次の(1)から(5)までの給付事由に該当する方（オウム真理教の構成員であった者を除く。）が申請することができます。申請者の該当する給付事由の番号に応じて、表面の「給付事由」の欄の番号に○印を記入し、当該番号の右の欄に必要事項を記入してください（(4)又は(5)に該当される方は「被害者との続柄」、「生計維持関係」及び「他の第1順位遺族」の欄にも記入してください。）。

- (1) 対象犯罪行為により死亡した方の遺族
- (2) 対象犯罪行為により障害が残った方
- (3) 対象犯罪行為により傷病を負った方
- (4) (2)に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族
- (5) (3)に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族

3 2の(1)並びに(4)及び(5)の遺族とは、対象犯罪行為により死亡した方又は対象犯罪行為により障害が残り、若しくは傷病を負った者であって対象犯罪行為によらないで死亡した方（以下「死亡被害者」という。）の死亡の時に、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、(3)の順序（(2)及び(3)に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、給付金の支給を受けることはできません。

申請者は、表面の「被害者との続柄」の欄の該当する続柄に○印を記入するとともに、(2)に該当する場合は「生計維持関係」の欄の「有」に、(3)に該当する場合は「無」に○印を記入してください。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (3) (2)以外の被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

4 申請者のほかに第1順位遺族がいる場合は「他の第一順位遺族」の欄の「有」に、他に第1順位遺族がない場合は「無」に○印を記入してください。

5 この申請書には、次の書類を添えてください。ただし、都道府県公安委員会の判断により、これらの書類を添える必要がない場合があります。詳しくは警視庁又は道府県警察本部に相談してください。

添付書類	給付事由(2(1)~(5))				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
死亡した方の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した方の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	○			○	○
申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した方との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本	○			○	○
負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類		○		○	
負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類			○		○

6 これまで被害者の方又はその御遺族の方が対象犯罪行為を原因として公的給付を受けた事実の有無（受けた事実がある場合は、当該公的給付の種類）及びオウム真理教に対する破産申立事件（東京地方裁判所平成7年(フ)第3694号及び第3714号）における対象犯罪行為により生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に基づく債権の届出の有無について記入してください。

※ 本書につき御不明な点がございましたら、警視庁若しくは道府県警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

様式第2号(第3条関係) (平28公安規2・令元公安規1・令元公安規3・一部改正)

(表 面)

<p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">公 安 委 員 会 印</p> <p style="text-align: center;">オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書</p> <p>令和 年 月 日付けで支給裁定の申請がありましたオウム真理教犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。</p>	
支給を受けることができる給付金の額	円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

(日本産業規格A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません。
-

様式第3号(第3条関係) (平28公安規2・令元公安規1・令元公安規3・一部改正)

第	年	月	号
令和	年	月	日
住所			
氏名	殿		
	公安委員会 印		
オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書			
<p>令和 年 月 日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第8条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟においてを代表する者は 公安委員会となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>			

(日本産業規格A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 「請求金額」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている「給付金の額」を記入してください。
- 2 ①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。
- 3 ②の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。
なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。
- 4 この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。
郵便番号100—8974
警察庁長官官房教養厚生課長
- 5 この請求書について御不明な点がありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。